

第2回 中部圏けんせつ未来懇話会

日 時：平成27年 6月18日 16:00～17:30

場 所：名古屋銀行協会 大ホール

議 事 次 第

1. 開会あいさつ

2. 議 事

(1) 第1回会議の意見概要

(2) 建設産業の担い手確保に向けた情報交換

(3) 関係機関の取り組み強化に向けて

3. 閉会

■配布資料

資料1 第1回議事要旨

資料2 第1回会議の論点整理

資料3 建設産業の担い手確保に向けたメッセージ（案）

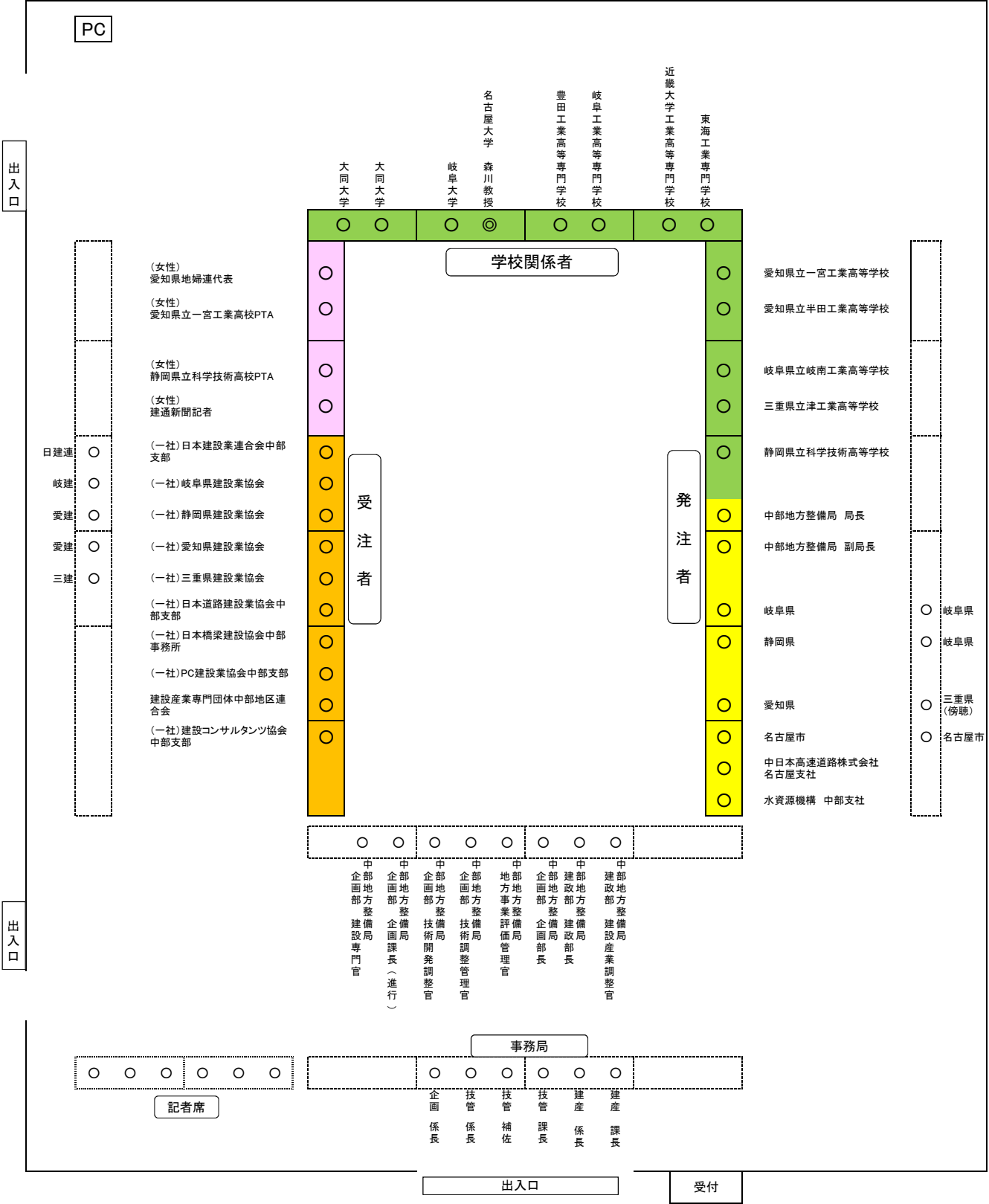
参考資料 各機関の取り組み（前回配布資料含む）

団体名	氏名	所属・役職
名古屋大学	森川 高行	未来社会創造機構 教授
大同大学	鷺見 哲也 木全 博聖	工学部建築学科 土木環境専攻 准教授 講師
岐阜大学	川瀬 真弓	社会基盤工学科 就職支援担当 特任助教
岐阜工業高等専門学校	廣瀬 康之	環境都市工学科 准教授
豊田工業高等専門学校	山下 清吾	環境都市工学科 学科長
近畿大学工業高等専門学校	五十石 浩	都市環境コース 准教授
東海工業専門学校金山校	野村 種明	教務部 教務部長
岐阜県立岐南工業高等学校	中島 吉徳	教諭
愛知県立一宮工業高等学校	安達 一成	校長
愛知県立半田工業高等学校	柴田 智広	進路指導主事
静岡県立科学技術高等学校	大澤 俊幸	教諭
三重県立津工業高等学校	川口 厚	教諭
愛知県地域婦人団体連絡協議会	北平 信子	副会長
愛知県立一宮工業高等学校PTA	上屋敷 典子	PTA会長
静岡県立科学技術高等学校PTA	白鳥 美記	
専門誌記者	滝 麻友	建通新聞社
(一社)日本建設業連合会中部支部	北原 亨	主査(支部長代理)
	伊藤 立美	事務局長
(一社)岐阜県建設業協会	久保田 一成	理事
	辻 康德	係長
(一社)静岡県建設業協会	鈴木 輝男	事務局長
(一社)愛知県建設業協会	鈴木 康仁	副会長
	山川 伸次	専務理事
	小笠原 保廣	上席
(一社)三重県建設業協会	山野 稔	副会長
	松井 明	専務理事
建設産業専門団体中部地区連合会	石原 義幸	会長/全国鐵工業協会支部長/ 愛知県鉄鋼業協同組合理事長
(一社)日本道路建設業協会中部支部	青野 俊弘	支部長
(一社)日本橋梁建設協会	西 英隆	広報委員会 副幹事長
(一社)PC建設業協会 中部支部	森 勝茂	副支部長
(一社)建設コンサルタンツ協会 中部支部	田部井 伸夫	支部長
中部地方整備局	八鍬 隆	局長
	谷脇 暁	副局長
岐阜県	市橋 正樹	県土整備部 次長
静岡県	村松 篤	交通基盤部 理事
愛知県	河野 修平	建設部技監
名古屋市	早川 高明	緑政土木局副局長
	名和 浩一	財政局契約部主幹
中日本高速道路(株)名古屋支社	日下部 竹彦	環境・技術管理部長
(独)水資源機構中部支社	吉岡 敏幸	事業部長

中部圏けんせつ未来懇話会(第2回)

配席図

ステージ



設立趣意書

地域の安全・安心の確保や活性化を図るためのインフラ整備に加えて、近年、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震への備えやインフラ老朽化対策などの新たな社会的課題への対応も急務となっており、建設産業の役割はますます増大しています。

一方で、建設産業は、厳しい経営環境が長く続いたため、現場の技能労働者の高齢化や若手入職者の減少という問題に直面しており、このままでは、地域におけるインフラの整備及び維持管理のみならず、災害発生時の応急対策や復旧工事にも十分対応できないことにもなりかねない状況であります。

このため、先般、いわゆる担い手三法が制定され、建設産業が担い手を確保し、持続的に発展できるよう、発注者と受注者の双方が努めなければならない旨、明記されたところであり、今後、その趣旨に則り、業界並びに行政の双方が努力していくこととなりますが、多くの将来を担う若者に入職してもらうためには、同時に、若手入職者の送り手である学校の先生やご家族の皆様のご理解、ご協力、ご支援が不可欠であります。

つきましては、学生の家族の皆様にも、建設産業の役割や魅力、現在の取り組みなどについて理解を深めていただくとともに、様々なお立場の皆様から率直なご意見やアドバイスを頂戴し、今後の建設産業の担い手確保のための施策に反映していくために、建設産業関係団体、行政機関に加えて、学識経験者、教職者、婦人団体、PTAの代表の皆様にもご参加いただいて意見交換する場として、「中部圏けんせつ未来懇話会」を設立するものであります。

直面する課題

大規模災害への備え

インフラ老朽化

社会情勢の変化
(少子・高齢化)

建設分野が社会において、より魅力的なものとなり、担い手確保・育成を実現し、将来においても社会の要請に的確に答えていくことが求められている。

建設関係団体、教育機関、関係行政機関等の産・学・官及び婦人団体、PTAが一堂に会し、現状や課題について情報共有し、今後の方向性を議論する場として設立。

「中部圏けんせつ未来懇話会」の目指す社会

ニーズに対応した社会資本整備の実施

社会資本

|| 経済成長や豊かな生活の基盤

時代の要請に応えた展開

- ・効率的・重点的な展開
- ・美しい景観づくり
- ・政策評価、事業評価
- ・対話型行政

など

これからの社会資本整備

- ・賢く使う
- ・みんなで支える
- ・新たな関係構築
官民連携、PPP/PFI

など

適切な受発注

働きやすい環境整備

担い手確保
(産・官)

初の取り組み

学校

(大学・高専・高校等)
技術者・技能者の育成

家庭

建設業への魅力・理解

社会資本整備の意義 = 国民の信頼

～時代を越えて受け継がれる社会インフラ～

「中部圏けんせつ未来懇話会」規約

(名 称)

第1条 本会は、中部圏けんせつ未来懇話会（以下「中部未来懇」という。）と称する。

(目 的)

第2条 建設分野においては、就労者の高齢化や担い手不足が懸念されている。このため、建設関係団体、教育機関、関係行政機関等の産・学・官及び婦人団体、PTA等が一堂に会し、中部地方における建設分野の現状や課題について、情報共有するとともに、建設産業の担い手確保のための今後の施策の方向性を議論する場として設置するものである。

(活動内容)

第3条 中部未来懇は、上記目的のため、次の事項について活動を行う。

- 一 建設分野の担い手確保・育成のための取り組み状況の情報共有及び意見交換
- 二 建設分野の担い手確保・育成のための情報発信
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 中部未来懇は、目的に賛同する産・学・官等の団体代表者及び個人をもって構成する。なお、随時登録可能とする。

(座長の職務)

第5条 中部未来懇に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選によって選出する。
- 3 座長は、中部未来懇を代表し、運営を統括する。
- 4 座長の任期は1年度とする。ただし、再任は妨げない。

(会 議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 中部未来懇は、座長が議長を務める。
- 3 構成員は、指名した者を会議に出席させることができる。
- 4 座長は、必要がある時は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、中部地方整備局 企画部におく。

2 事務局は、中部未来懇での方針に基づき、その運営を行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、中部未来懇の運営に関し必要な事項は、事務局が立案し、座長の了承を得て決定する。

(附則)

この規約は、平成27年3月16日から施行する。